

平成15年3月4日

各 位

上場会社名 加 賀 電 子 株 式 会 社
コード番号 8 1 5 4 東 証 第 一 部
代 表 者 の 取締役社長 塚 本 勲
役 職 氏 名
問 合 せ 先 常務取締役 藤 田 弘 雄
管理本部長
TEL 03 - 3942 - 6211

2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

平成15年3月4日開催の当社取締役会において決議いたしました2008年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という)の発行に関し、同日開催の当社取締役会においてさらに発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済の事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	<u>本社債の発行価額と同額とする。</u>
転換価額	<u>1,539 円</u>
(参考)	
決定日(平成15年3月4日)における株価等の状況	
イ.東京証券取引所の株価(終値)	<u>1,431 円</u>
ロ.アップ率 $[\{(転換価額) / (株価(終値)) - 1\} \times 100]$	<u>7.55 %</u>

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額を「転換価額」という。

(2) 資本組入額	<u>1株につき 770 円</u>
(3) 本新株予約権の発行価額	<u>無償とする。</u>

(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本新株予約権の価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成15年3月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を7.55%上回る額とした。
--	--

<ご参考>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 本 社 債 の 発 行 総 額 | 40億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2003年3月4日 |
| (3) 申 込 期 間 | 該当なし。 |
| (4) 払込期日及び発行日 | 2003年3月24日 |
| (5) 行 使 請 求 期 間 | 2003年4月7日から2008年3月10日まで |
| (6) 償 還 期 限 | 2008年3月24日 |

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。